

公開版

諮詢番号：令和2年度 諒問第13号

答申番号：令和3年度 答申第1号

## 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

令和2年1月の税務調査により、所得税、消費税等の多額の公租公課が賦課されたが、既に資金は手元になく、預貯金もないことから、税務署、市税事務所及び道税事務所に納税相談を行っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響で事務所の人員が減少したことに伴い自らも現場に出ていたため、納税相談が進んでいない状況にある。税務署とは分割納付の方向でまとまりつつあるが、滞納処分が行われると他の税金を支払うことが困難となる。毎月支払える最大限の金額を、各種税金の残高で按分して納付したいと考えている。

したがって、令和2年11月4日付け札〇税納第57121号により行った債権差押処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 処分庁（札幌市長）の主張

処分庁は、本件処分に係る請求人の市民税及び道民税が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されなかつたため、地方税法（昭和25年法律第226号）等の規定に従つて本件処分を行い、差し押された金額も国税徵収法（昭和34年法律第147号）の規定により差押えが禁止される金額を除いたものであるから、本件処分は適法かつ正当なものである。

また、請求人は、毎月の納付可能な金額を、各徵収機関の滞納残高で按分し、納付する予定であることから、本件処分の取消しを求めていたが、当該予定があることによって本件処分の執行が妨げられるべき法的根拠はないことから、請求人の主張には理由がない。

### 第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

#### 1 審理員意見書の要旨

##### (1) 事案の概要

ア 令和2年2月17日、処分庁は、請求人に対し、平成27年度から平成31年度までの分の市民税及び道民税（合計〇円）について、納期限をいずれも同年3月2日とする納税通知書をそれぞれ送付した。

イ 令和2年4月1日、請求人が前記アの納期限までに当該市民税及び道民税をいずれも納付しなかったことから、処分庁は、請求人に対し、督促状をそれぞれ送付した。

ウ 令和2年6月12日、処分庁は、請求人に対し、令和2年度分の市民税及び道民税の納税通知書を送付した。当該市民税及び道民税のうち本件処分に係る分は次のとおり。

(ア) 第1期分 税額〇円 納期限 令和2年6月30日

(イ) 第2期分 税額〇円 納期限 令和2年8月31日

エ 令和2年7月30日、請求人が前記ウ(ア)の納期限までに当該税額を納付しなかったことから、処分庁は、請求人に対し、督促状を送付した。

オ 令和2年9月30日、請求人が前記ウ(イ)の納期限までに当該税額を納付しなかったことから、処分庁は、請求人に対し、督促状を送付した。

カ 処分庁は、前記ア及びウの市民税及び道民税（合計〇円。以下「本件市税」という。）並びにこれらに係る延滞金（以下これらを「本件徴収金」という。）について、前記イ、エ及びオの督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにいずれも請求人が完納しなかったことを確認した。

キ 令和2年11月4日、処分庁は、本件徴収金を徴収するため、請求人が株式会社〇（以下「本件会社」という。）に対して有する、同日以降に支払期日の到来する毎月の給与、賞与及び諸手当から国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を除いた金額の支払請求権を差し押さえ、請求人に差押調書の謄本を、本件会社に債権差押通知書を送付した（本件処分）。

ク 令和2年11月27日、請求人は、処分庁に対し、本件処分に係る審査請求を行った。

## (2) 判断

ア 本件徴収金は、いずれも督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されていないことが認められ、この場合、処分庁は、請求人の財産を差し押さえなければならない。

また、本件処分に当たっては、法令の規定に従い、請求人に差押調書の謄本を、第三債務者である本件会社に債権差押通知書を送付し、給与、賞与及び諸手当のうち差押えが禁止された部分の金額を除いて差し押さえていることが認められる。

したがって、本件処分は、法令の定めるところにより適正に行われており、違法又は不当な点はない。

イ 請求人は、所得税、消費税等の多額の公租公課が賦課され、本件処分が行われると他の税金を支払うことが困難となることから、毎月支払える最大限の金額を各種税金の残高で按分して納付したい旨を主張している。

この主張については、請求人の置かれている状況を踏まえると理解し得ないものではないが、前記アのとおり、処分庁には、本件処分をしなければならない法的義務があり、納期限までに納付した納税者との公平を保つため本件処分を行った処分庁の判断は妥当であると認められることから、請求人の主張を採用しないことに違法又は不当な点は見当たらない。

## 2 審理員審理の経過（日付は、令和2年及び令和3年）

12月3日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
12月23日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
2月12日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
2月19日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

## 第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

## 第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和3年）

3月15日	審査庁が、本審査会に諮問
4月23日	第1回調査審議（令和3年度第1回札幌市行政不服審査会）

## 第6 本審査会の判断の理由

市民税の滞納者が地方税法第329条第1項の規定による督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納処分として滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている（同法第331条第1項第1号）。

また、個人の市民税に係る地方団体の徴収金について滞納処分等を行う場合は、個人の道民税に係る地方団体の徴収金について併せて滞納処分等を行うこととされている（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前の地方税法第334条）。

市民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、地方税法第331条第1項から第5項までに定めるもののほか、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている（同条第6項）。

国税徴収法においては、債権の差押えは、第三債務者に対し債権差押通知書を送達することによって効力が生じ（同法第62条）、債権を差し押さえたときは、差押調書を作成し、差押調書の謄本を滞納者に交付しなければならないとされている（同法第54条）。

給料等（国税徴収法第76条第1項に規定する「給料等」をいう。以下同じ。）に係る債権を差し押さえる場合においては、給与収入が一般の給与生活者の生計に占める重要性に鑑み、その最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給料等の差押えが禁止されており、具体的には①給料等につき源泉徴収される所得税に相当する金額（同項第1号）、②給料等につき特別徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額（同項第2号）、③給料等から控除される社会保険料に相当する金額（同項第3号）、④滞納者及びその者と生計を一にする親族に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額（国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第34条において、当該金額は、1月ごとに100,000円

(滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき45,000円を加算した金額)とされている。)（同項第4号）、⑤給料等からこれらの金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（同項第5号）について、差し押さえることができないとされている。

また、賞与については、その支払を受けるべき時における給料等であって、支給の基礎となった期間が1月であるものとみなして、差押えが禁止される金額を算出することとされている（国税徴収法第76条第3項）。

そこで、本件について見ると、処分庁は、本件市税がいずれも納期限までに納付されなかつたため、請求人に対し督促状を発していることが認められる。そして、本件徴収金は、いずれも当該督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことが認められる。

また、本件処分に当たっては、国税徴収法の規定に従い、第三債務者である本件会社に債権差押通知書を送付するとともに、差押調書の謄本を請求人に送付しており、また、本件処分により差し押された債権は、差押えが禁止されている同法第76条第1項各号に掲げる金額を除いたものとしていることが認められる。

したがって、本件処分は、地方税法及び国税徴収法の定めるところにより適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

ところで、請求人は、市税事務所の担当者に以前から相談しており、本件処分が行われると他の税金を支払うことが困難となることから、毎月支払える最大限の金額を各種税金の残高で按分して納付したい旨を主張しているが、前記のとおり本件処分は法令に基づき適正に行われているのであり、当該主張をもってしても本件処分に違法又は不当な点があったと評価されるものではない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

#### 札幌市行政不服審査会

委員（会長） 岸本太樹  
委員 林 賢一  
委員 片桐由喜